

令和 3 年 5 月 26 日現在

機関番号：15501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K02680

研究課題名(和文)『続通志』「七音略」とその門法の研究

研究課題名(英文)a study of Xutongzhi Qiyinyue and its menfa

研究代表者

富平 美波 (Tomihira, Miwa)

山口大学・人文学部・教授

研究者番号：00188799

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：『続通志』は清の乾隆帝の命により編纂された、『通志』(宋の鄭樵編)の改訂版であるが、そのうち「七音略」は音韻の概論にあたる部分である。第1巻には24図から成る韻図が収録され、第2巻と第3巻には門法の解説が掲載されている。韻図は、『康熙字典』巻首の「等韻切音指南」とほぼ一致する内容を持ち、それが反映する音韻体系は、『通志』「七音略」の43転の韻図のそれと比較して韻の部分が相当簡略になったものである。門法は、文章による解説の他に、「格子」と呼ばれる門法図28図を含む。このような形式で門法を詳述する目的は、当時の学者たちに旧来の反切を正確に読解させることにあったと思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の主な目的は、明末から清に至る時期の中国の音韻学が、その先端的な部分はひとまず置き、一般的にどのような状況にあったのか、その一端を明らかにすることにあった。研究対象として『続通志』「七音略」を選んだのは、それが清の乾隆帝の勅命によって編纂されたものであり、当時としての穏当な解釈が示されていると想像された故であるが、その実質は、明時期を通じて広く使用された韻図『切韻指南』の改訂版と、同じく明時期に始まった図表化の手法を取り入れた門法解説によって音韻体系と反切法を概説しているというものであった。旧来の反切の読音を求めやすくする点に主眼を置いた音韻学の需要があった事情がうかがわれる。

研究成果の概要(英文)：Xutongzhi (続通志) Qiyinlue (七音略) was compiled by the order of Qianlong (乾隆) Emperor of the Qing (清) dynasty. It is the revised version of Tongzhi (通志) Qiyinlue (七音略) written by Zheng Qiao (鄭樵) in the Song (宋) era. There are twenty-four rhyme tables in its first volume, and the following two volumes are the manuals on menfa (門法). These rhyme tables are similar to Dengyun Qieyin Zhinan (等韻切音指南) in Kangxi Zidian (康熙字典). They have more simplified rhyme categories than that of Tongzhi Qiyinyue. The menfa manuals include twenty eight menfa tables so-called gezi (格子, lattice) besides the textual explanation. The authors' purpose was to help the scholars to read the old fanqie (反切) characters correctly with the aid of these rhyme tables and the menfa manuals.

研究分野：中国語学

キーワード：中国語学 音韻学史

1. 研究開始当初の背景

伝統中国の知識人にとって、読書や詩作の際などに漢字の読音を調べる工具書は、韻書と韻図であった。しかしそれらの工具書は権威を持つと内容が固定化し、他方、口語の発音は変化するので、時代が下るにつれて工具書の内容と現実の発音が乖離してゆく。韻書や反切(中国伝統の表音方法の一種)と韻図との間にも、編集時期の差などによる内容の不一致が存在する。その状況に対処し、人々が具体的な読音にたどり着けるように工夫された手引き集として「門法」が編まれた。更に、門法を韻図形式の図表に表す「格子門法」が、門法自体に対する手引きとして登場した。本研究の対象である『統通志』『七音略』が掲載する韻図と門法は、そのような学史的背景を担って、清朝の乾隆帝の時代に編纂されたものである。その当時、他方では、旧来の韻書・韻図を改訂して、より現実の音韻に即した内容に変え、門法の存在意義を喪失させて、煩瑣な門法を廃止しようと提唱する学者も現れていた。

報告者は本研究以前にも、清初の学者方中履の著書『古今釈疑』の巻十七(音韻に関する部分)を読んでおり、同書と対照的に門法保持の立場を取る資料に興味を持つに至った。

2. 研究の目的

韻図改訂論・門法廃止論に立つ『古今釈疑』のような著述は、当時の音韻学における進歩的立場を代表する。それに対して『統通志』『七音略』は保守的である。保守的立場から書かれた業績は、学史研究上無視されやすい傾向があるが、清朝の音韻学史は両方を見渡して初めて完全な理解に至るものであろう。本研究は、同書を通じて清朝時代の音韻研究の片鱗を捉える目的で行われた。

3. 研究の方法

本研究は、『統通志』『七音略』の内容を、門法に関連する記述に焦点をあてて読み解き、その特徴を明らかにする研究である。

(1) 『統通志』『七音略』のテキストの収集に努める。

(2) 可能な範囲で『統通志』の編纂事情を調査する。

(3) 『統通志』『七音略』は全体が下記のような四巻から成っているが、本研究では、第巻から第三巻までが門法と関連するので、当該巻の性格や編集意図・手法を解明する。

第一巻(『統通志』巻九十三「七音略一」)「韻図」

第二巻(『統通志』巻九十四「七音略二」)「門法図」

第三巻(『統通志』巻九十五「七音略三」)「門法解」

第四巻(『統通志』巻九十六「七音略四」)「通釈」

4. 研究成果

(1) 『統通志』『七音略』の韻図について

『統通志』巻九十三「七音略一」に掲載されている韻図については、過去に応裕康『清代韻圖之研究』によってその性格・特徴が基本的に解明されている。本研究は、これを踏まえつつ、細かい点について補足的な解明を行うこととなった。

『統通志』巻首にみえる「凡例」や『統通志』『七音略』の前言から、次のような編者の編集姿勢が見て取れた。韻図を利用して反切を読む、或いは反切を作る、という作業が正確に簡便に行えるような工夫(内容の増補)をしたこと。また、そのために、『統通志』『七音略』にはなかった門法に関する解説を補い、とりわけその「図解」を図ったこと。韻図には、『統通志』『七音略』の四十三転の韻図を採用せず、元の劉鑑の『切韻指南』を採用し、「簡括」に従ったこと、などである。

応裕康が指摘する如く、『統通志』『七音略』の韻図は、劉鑑の『切韻指南』と全同ではなく、『康熙字典』の巻首の「等韻切音指南」と一致しているが、図の順番や開合の表示などに相違点もある。また、応氏が指摘する以外に、字母名に使用する漢字や、字母に付す記号の有無、咸攝の二図の開合種別、目次の有無などの点でも異同があった。

「等韻切音指南」と劉鑑『切韻指南』との相違については、羅常培「通志・七音略 研究」によって既に詳細に論じられている。報告者は羅論文を参考に『統通志』『七音略』と

『切韻指南』の相違点を見ていった。忌浮「切韻指南 的唇音開合与入配陰陽」がつとに指摘する如く『切韻指南』の唇音小韻の開合配置は『五音集韻』の反切下字に影響を受けて体系上不規則な状況を呈するのに対して、それらの不規則を解消し、音韻体系上整合性のある配置に改めていることがわかった。また、旧来の韻図の体系を逸脱する特殊な小韻の置き方が見られるが、その一部は、弘治刊の『切韻指南』には見えないが、万曆刊『五音類聚四声篇』附刻の『切韻指南』には現れているなど、『切韻指南』そのものの改訂の歴史も影響していることがわかった。

『続通志』「七音略」が直接に依拠した『切韻指南』の正体についてはよくわからなかったが、『四庫全書総目』の『切韻指南』の解題は、当時、『切韻指南』に格子門法を増補した書物が存在したことを示唆していると受け取れる記述があることが注目される。

(2) 『続通志』「七音略」の格子門法について

『続通志』「七音略」が掲載する門法は、うち一卷が図表であることや、そこに「出切」・「行韻」・「取字」等の独特の用語が使用されていることから見て、格子門法と呼ばれる種類のものであると考えられる。趙蔭棠『等韻源流』によると、格子門法は明の嘉靖年間（ほぼ16世紀中頃である）以後に起こったと推定され、「門法から起こって門法を説明する」性格のものである。報告者が目にした実例は、上記の『字学元元』巻之四のものが最も早い。同書の序文の内容から推定して同書の成立は万曆二十五年以前であって、巻之四に見える叙述から、同書が参考にした更に早い格子門法の書が存在したことが推定される。格子門法は、韻図を模した図表の反切上字を出す枠に「出切」、反切下字を出す枠に「行韻」、反切帰字が存在する枠に「取字」という術語を表示する体裁を特徴の一つとするもので、これらの術語は、清の康熙年間に出た釈宗常の『切韻正音經緯図』、李ぎょう（注1）の『切韻考』、方中履の『古今釈疑』等にも見えている。

『続通志』「七音略」の格子門法の典拠は未詳である。『字学元元』や『古今釈疑』が言及する先行文献の正体も未詳で、格子門法の実態説明は今後の課題である。

『続通志』「七音略」の門法の数は二十門であるが、格子門法ではそれを韻図の上に表す都合上、一つの門法に二ないし三枚の図が必要な場合が生じる。そのため、「門法図」の巻に掲げられた図の総数は二十八となっている。「門法解」が掲載する二十門の門法の条文（定義）は『直指玉鑰匙門法』の流れを引くものであるが、第一の「音和門」や第五の「振救門」に、新しい「出切」・「行韻」・「取字」の語が現れて元の文言が書き換えられている状況が見られる。

(3) 『続通志』「七音略」の「門法解」、特にその案語について

『続通志』「七音略」の第三巻「門法解」は、第二巻の「門法図」に対する、文章の形式による解説と見なすことができる。解説される門法は合計二十門であるが、先立つ「門法図」が合計二十八の図から成っていることと照応して、各門の条文（定義）を、図ごとに分割して掲載する体裁が採られている。条文の文言は『直指玉鑰匙門法』を基本的に引継ぎながら、部分的に改訂しており、特に音和門については大幅な改訂が見られる。条文の次に反切例が置かれる。その次が、「臣等謹案」の語で始まる編者の案語であるが、多くがかなり詳細な叙述で、編者の編集意図を示す部分である。編者の案語に見られる特徴は、次のようなものである。

先行する文献ないし依拠文献に対する言及

編者の案語の中で言及されている先行文献には、次のような諸書がある。すなわち、『切韻指掌図』、『切韻指南』、真空の『玉鑰匙』、李世沢の『韻法横図』である。『字学元元』の名前は見られない。

また、「旧図」と称されているものがある。例えば音和門の案語に「旧図」では「照一」（正歯音二等）の位置に「行韻」の語が記入されていない、と指摘されているのがそうである。この記述に対応する『字学元元』巻之四の音和門（「牙音音和門」）の図を見ると、正歯音二等の位置に「行韻」の語が記入されているから、ここで言われている状況とは一致せず、『続通志』「七音略」の言う「旧図」とは門法図としての系統が異なるのではないかと思われる。他方、『続通志』「七音略」の「門法図」は、該当の位置に「行韻」の語が入っておらず、この点に関しては「旧図」の内容を改変していないことが明らかである。更に、音和門の案語では、正歯音二等のみでなく、通広門や偏狭門の門法に該当する歯頭音四等（精組四等）・喻母四等・来母・日母・舌上音三等（知組三等）・正歯音三等（照組三等）についても、

行韻を除くべきであるとし、「旧図」の格子の詰め方には多く誤りが見られるので今それらを正すと述べているが、『続通志』『七音略』の「門法図」では特に「行韻」の表記が削除されたり、注記がなされたりしているわけではない。つまり「旧図」が改訂されているわけではないようである。『続通志』『七音略』が依拠した「旧図」の正体も未詳であるが、「門法図」と「門法解」の案語との関係も完璧に表裏一体になっているわけではないようである。

門法誕生の原因に対する見方

門法が立てられた原因について言及する叙述がいくつかの門法の案語に見られるが、門法は古人の反切が新しい韻に合わなくなったことが原因で作られたとする見方において一致している。例えば「古人切脚不合今韻而立」(古人の反切が今韻に合わないことから立てられた)のような表現が各所に見えている。

そうではあるが、『続通志』『七音略』の編者等は、反切法を一新して、門法を廃止する方向に進むことをよしとしているわけではない。『続通志』『七音略』は四十三図式の韻図を載せる『通志』『七音略』に対する新方針として、二十四図式の『切韻指南』系統の韻図を掲載しているのが、「門法解」の案語は、「内外転二十四図合数韻而為一図」(内外転二十四図はいくつかの韻を合わせて一図としている)と述べ、『広韻』等の韻書の流れを汲む反切を『切韻指南』系統の韻図で解釈すると、二十四図式の韻図が『広韻』等に見られる細かな韻の区別を撰という大きくくりによって合併しているために、反切下字と韻図上で求められる音節が同じ韻ではなくなってしまう現象が起こりうる事実を指摘している。

「門法解」の案語から伺えるのは、『続通志』『七音略』の編者等にとっての重要課題が、古来伝わった反切を読むことであり、その反切上字と反切下字から、韻図上に、求める音を見出すことだったという事情である。そして、必ずしも音韻学の知識が深くない者も含まれる一般の読書人が、書物上に見える反切から字音を導き出すことができるように、韻図も門法も従来の内容を引き継ぎ、原則は変えずに表記を分かりやすくするのが、『続通志』『七音略』の編述方針であったと推測される。

門法どうしの抵触について

門法は、韻書等に掲載されている反切について、その上字と下字と帰字の、韻図上における配置をタイプ別に説明する。つまり、反切の表す字音を韻図上に求める方法を、反切のタイプごとに説明したものである。従って、音韻体系上、或いは韻図の編集体裁上、例外に属するような反切があると、そのために一つの門法が立てられる場合も生じる。例えば、『続通志』『七音略』の第十四番目の門法「各韻不定門」がそうであるが、この門は『門法玉鑰匙』や『直指玉鑰匙門法』の頃から存在するもので、元々は『広韻』にある「爹」に対する「陟邪切」という反切を対象としている。反切上字は舌上音の知母三等字であり、反切下字は韻図の体例上、常に四等に置かれる歯頭音邪母の字である。所属韻は麻韻で、本来この韻には舌頭音端母の音節は体系上存在しないはずであり、反切から言っても「爹」は知母の三等の音になるはずである。ところが実際には「爹」は端母の声母を持ち、韻図上でも四等に置かれているのである。この門はこのような例外的音節・例外的反切のために立てられた。

門法は、このように、反切と韻図上の音節配置の関係について、ありうるケースをケースごとに個々に説明をしてゆくの、全ての条文を頭に入れてからでないと、与えられた反切に立ち向かうことは難しい。同じ類の反切上字を持つ同声母の反切でも、韻によって帰字を求める位置が異なる場合もある。どちらの門法に該当するのか、門法どうしの関係がわかりにくい場合もある。「門法解」の案語は、このような門法どうしの関係について、非常に神経質である。案語のかなりの部分がその説明に終始しているという印象を受ける。

反切が二つ以上の門法に該当する可能性がある場合、「門法解」の案語はそれを「相犯」(仮に「抵触する」と訳す)と表現している。以下に、例を一つ挙げてみる。「門法解」の音和門は、牙音すなわち見・溪・群・疑の四つの声母の音節に対する門法で、これらの声母を持つ音節は、韻図のどの等に来ても、声母は同じ見・溪・群・疑である。従って、問題となるのは反切下字と反切帰字の等位であるが、音和門に該当する反切は、下字と帰字が同じ等位に位置するタイプである。だから、音和門の「門法解」は、反切上字がどの等位から出ていようとも、反切下字が何等かを見てその等位に帰字を求めればよいと述べている。ところが、反切が牙音の反切上字を持っているなら全てがこの原則に合致するかというと、そうではない。例外の一つは、内に重紐韻を持ち、「通広」と呼ばれる撰に属する三等韻に存在する四等の牙音音節の場合である。この四等の音節の反切下字が韻図で三等に置かれる来母・日母・舌上音・正歯音の字である場合は、反切下字と帰字の等位が食い違うことになる。

下字は三等なのに帰字は四等にあるからである。門法はこのタイプの反切に対して「通広門」という一門を立てて対応している。一方、同じく三等韻においても、歯頭音や喩母四等の音節は韻図の体例上常に四等の位置に配置されるので、上記の「通広」に属さない「きょく(注2)狭」と呼ばれる撰の場合は、これらの四等字を反切下字に持つ唇・牙・喉音の音節は、帰字は三等に位置し、反切下字と帰字の等位が食い違う。この現象を扱った門法が「きょく狭門」である。更にまた、正歯音二等の声母を持つ三等韻の音節は韻図の体例上常に二等の位置に配置されるので、正歯音二等の字とそれ以外の声母を持つ字が互いに反切下字・反切帰字になり合う場合、下字と帰字の等位が食い違う現象が生じる。この現象を扱った門法が「内外門」である。従って、これらの三つの門法が対象とする反切は、同じ牙音の反切であっても、音和門の原則には合わず、音和門の対象範囲から排除しなければならない。読もうとする反切が牙音声母の反切であった場合、該当する可能性のある門法は音和・通広・きょく狭・内外の四つの可能性があり、「門法解」の案語がいう「相犯」の関係を形作る。「門法解」の案語は、反切にどの門法が適用されるのか明瞭になるよう、音和門から上掲の各音の反切下字を削除して考えるべきであると述べたり、音和門の門法図の来母・日母・舌上音・正歯音三等の位置に「きょく狭」の注記を施し、歯頭音・喩母四等の位置に「通広」の注記を施しておくのがよい、と述べたりしている。いずれも、門法のわかりにくさを解消しようとする姿勢の表れであると言える。

(4) 反切例について

「門法解」の反切例は『直指玉鑰匙門法』のそれをかなり改訂している。『字学元元』も独自の改訂を行っているが、『続通志』『七音略』はそれとも違う従来、董同侗(注3)等によって先例に拠らない勝手な創作が多いとして酷評されてきているが、別の見方をすれば独自の見解を表すものと言える。今回は、これら反切例について十分な調査・考察を行えず、研究課題として今後への積み残しとなった。全反切例の抜き出し、『門法玉鑰匙』や『直指玉鑰匙門法』の反切例と一致する用字の抽出、各字の中古音を確認するなどの作業は既に実施済みであるが、全面的な考察には至らなかった。

その作業の過程で生じた復産物は、『直指玉鑰匙門法』の版本における反切例の改訂の存在がわかったことである。すなわち、『正徳乙亥重刊改併五音類聚四声篇』附刻本(『篇韻貫珠集』の後に附刻されている)と、『万曆己丑重刊改併五音類聚四声篇』附刻本(『篇韻貫珠集』の後から移動して、『切韻指南』の後に附刻されている)とで、反切例の用字にかなりの違いが見られ、万曆本の『切韻指南』の後に附刻されているものでは、直前の『切韻指南』の小韻の代表字(すなわち韻図上に現れる字)と一致しない字は、代表字に一致するように改められていることがわかった。結果的に、『広韻』や『集韻』、『五音集韻』等に見える反切と一致する反切例の数が減少し、『切韻指南』における韻の合併が影響して、『広韻』等に照らして反切下字と帰字の所属韻が異なるケースが増加していることがわかった。

注1 「ぎょう」は業におおざと。

注2 「きょく」は人偏に局。

注3 「わ」は龠に禾。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 富平 美波	4. 巻 71
2. 論文標題 『続通志』 「七音略」の「門法解」について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山口大学文学会志	6. 最初と最後の頁 75-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 富平 美波	4. 巻 70
2. 論文標題 『續通志』 「七音略」の格子門法をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山口大学文学会志	6. 最初と最後の頁 83-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 富平美波	4. 巻 69
2. 論文標題 『直指玉鑰匙門法』の反切例をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山口大学文学会志	6. 最初と最後の頁 37-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 富平 美波	4. 巻 67
2. 論文標題 『続通志』 「七音略」の韻図について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 山口大学文学会志	6. 最初と最後の頁 23-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------